

令和 7 年度

エアハンドリングユニット整備工事

仕 様 書

令和 7 年 4 月

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

仕 様 書

1 件 名

エアハンドリングユニット整備工事

2 履行場所

東京都八王子市南大沢 4 丁目 5 番

一般財団法人救急振興財団 救急救命東京研修所

3 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

作業については、可能な限り空調利用の必要が薄く、かつ研修所業務への影響が少ない時期を選択すること。

4 工事の概要

下記のエアハンドリングユニット（6 台）について、点検整備作業（ベアリング、プーリー、V ベルト等の消耗が予想される部品の交換及び駆動部の分解整備を含む）を行う。

（1）機器設置場所

設置場所	機 器	系 統	
1 階機械室（実習室奥）	TSC-950T	AHU-2-A	実習室 1
	TSC-950T	AHU-2-B	実習室 2
2 階機械室（エルスタホール奥）	TSC-1150T	AHU-1	食堂
	TSC-1350T	AHU-3	エルスタホール
2 階機械室（第一視聴覚教室横）	TSC-950T	AHU-4-A	視聴覚教室 1
2 階機械室（喫煙ルーム奥）	TSC-950T	AHU-4-B	視聴覚教室 2

※ 設置場所は図面参照

（2）交換対象部品（作業の進捗により別途交換の必要がある部品が生じた場合は担当者と協議とする）

モーターベアリング、モータープーリー、ファンベアリング、ファンベルト、V ベルト。

使用する部品は、施工品質を担保するため、製造メーカー純正品とすること。

（3）作業内容（作業の進捗により別途作業の必要が生じた場合は担当者と協議とする）

ア 熱交換フィン等の洗浄・清掃

イ 消耗部品類の交換

ウ 調整・試運転

エ 施工品質を担保する為、作業については製造メーカー作業員もしくは製造メーカーの指定工事店が行うこと

オ 受注者の現場代理人は常勤する社員とし一級管・電気工事施工管理技士の資格を有する者とする

5 作業条件

- (1) 作業時間は原則、8：30～17：00とし、時間延長については別途協議すること。
- (2) 非営業日の作業はあらかじめ作業計画において研修所の上承を得た日とし、急遽非営業日の作業の必要が生じた場合は別途協議すること。
- (3) 資機材の搬出入経路は機械室・電気室扉、西棟正面玄関及び各通用口とする。
- (4) 作業において停電の必要がある場合は、あらかじめ研修所の上承を得ることとし、停電時間は必要最低限とすること。
- (5) 受注者は、契約締結後、現場責任者及び資格作業員（製造メーカー作業員もしくは製造メーカーの指定工事店）を選定し、作業体制表を作成して研修所担当者に提出すること。また、受注者は、着工前に現場調査を行い、その結果をもとに工程表を作成し、研修所担当者に提出すること。その際、停電・断水又は空調の停止を要する工事を行う必要がある場合は、研修所担当者と協議のうえ日程を決定すること。
- (6) 作業の際に研修所の建物・機械その他在来部分、施工済み部分等で、汚損又は損傷の恐れのある箇所については、適正な養生を行うこと。
- (7) 作業で使用する車両や物資等を一時的に研修所の敷地内に存置する場合は、あらかじめ研修所担当者的の上承を得ることとし、担当者的の指定する場所に存置するとともに、事故防止のために適切な養生を行うこと。
- (8) 本工事において発生した廃棄物は、受注者の責により適切に処分すること。廃棄物の処理に当たっては、関係法令の規定に基づき、マニフェスト等所定の書類を提出すること。
- (9) 作業中は安全に万全を期すること。万が一、請負者側の不注意により発生した物損及び人身事故等は、全て請負者側の責任とする。また、事故発生の場合は速やかに担当者的に報告するとともに、適正な措置を講ずること。
- (10) 作業に必要な電気及び水道は、施設内の指定された場所の設備を使用することとし、費用は研修所が負担する。

6 完成検査及び報告

- (1) 工事完了後、外観点検及び試運転を行い、研修所担当者的の検査を受けること。
- (2) 工事完了届、工事記録（写真を含む）の各種書類を二部作成し、提出すること。

7 契約不適合責任

受注者は、工事施工後１年以内に故障等が発生した場合は、担当者の指示により、無償にて不良箇所の修理を行うこと。

８ その他

本仕様書に定めのない事項又は本工事の遂行上疑義が生じた場合は、担当者と協議の上決定するものとする。

９ 支払条件

工事完了後、履行確認を行った上で支払う。